

(平成27年習志野市議会第2回定例会)

発議案第 1 号

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成27年6月30日

習志野市議会議長

木村孝浩様

提出者 習志野市議会

文教福祉常任委員長 佐々木 秀一

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書

義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上を目指して、子どもたちの経済的、地理的な条件や居住地のいかんにかかわらず、無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ、一定水準の教育を確保するという国の責務を果たすものである。

政府は、国家財政の悪化から同制度を見直し、その負担を地方に転嫁する意図のもとに、義務教育費国庫負担金の減額や制度そのものの廃止にも言及している。

地方財政においても厳しさが増している今、同制度の見直しは、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮される。また、同制度が廃止された場合、義務教育の水準に格差が生まれることは必至である。

よって、本市議会は政府に対し、国において、21世紀の子どもたちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

習志野市議会議長

木村孝浩

提案理由

本案は、陳情趣旨に基づき、内閣総理大臣、その他政府関係機関に対して、標記意見書を提出するものである。

(平成27年習志野市議会第2回定例会)

発議案第 2 号

国における平成28年度教育予算拡充に関する意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成27年6月30日

習志野市議会議長

木村孝浩様

提出者 習志野市議会

文教福祉常任委員長 佐々木 秀一

国における平成28年度教育予算拡充に関する意見書

教育は、憲法・子どもの権利条約の精神にのっとり、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに教え、育てるという重要な使命を負っている。しかし現在、日本の教育は「いじめ」、「不登校」、少年による凶悪犯罪、さらには経済格差から生じる教育格差等、さまざまな深刻な問題を抱えている。また、東日本大震災、原子力発電所の事故からの復興はいまだ厳しい状況の中にあると言わざるを得ない。

一方、国際化・高度情報化などの社会変化に対応した学校教育の推進や教育環境の整備促進、さまざまな教育諸課題に対応する教職員定数の確保等が急務である。

千葉県及び県内各市町村においても、一人一人の個性を尊重しながら、生きる力と豊かな人間性の育成を目指していく必要がある。そのためのさまざまな教育施策の展開には、財政状況の厳しい現状を見れば、国からの財政的な支援等の協力が不可欠である。充実した教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層進める必要がある。

よって、本市議会は政府に対し、国において、教育が未来への先行投資であり、日本の未来を担う子どもたちに十分な教育を保障することが、国民の共通した使命であることを再認識され、国財政が非常に厳しい状況の中ではあるが、平成28年度に向けて、下記の事項を中心に、必要な教育予算を確保することを強く要望するものである。

記

- 1 震災からの教育復興にかかわる予算の拡充を十分に図ること。
 - 2 少人数学級を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定・実現すること。
 - 3 保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること。
 - 4 現在の経済状況を鑑み、就学援助にかかわる予算をさらに拡充すること。
 - 5 子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境・条件を整備すること。
 - 6 危険校舎、老朽校舎の改築や更衣室、洋式トイレ設置等の公立学校施設整備費を充実すること。
 - 7 子どもたちの安全と充実した学習環境を保障するために、基準財政需要額の算定基準を改善し、地方交付税交付金を増額すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

習志野市議会議長

木 村 孝 浩

提案理由

本案は、陳情趣旨に基づき、内閣総理大臣、その他政府関係機関に対して、標記意見書を提出するものである。

(平成27年習志野市議会第2回定例会)

発議案第 3 号

今通常国会に提出された安全保障法制等の法案の廃案を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成27年6月30日

習志野市議会議長

木村孝浩様

提出者	習志野市議会議員	谷岡隆
賛成者	〃	中央重則
〃	〃	木村孝
〃	〃	宮内一夫
〃	〃	藤崎ちさこ
〃	〃	荒原ちえみ
〃	〃	立崎誠一
〃	〃	入沢俊行
〃	〃	佐野正人

今通常国会に提出された安全保障法制等の法案の廃案を求める意見書

政府は、平成26年7月1日に集団的自衛権の行使容認等を内容とする閣議決定を行い、これを受けて現在、安全保障法制や自衛隊の海外活動等に関連する法制を大きく改変する法案を今通常国会に提出している。これは、日本国憲法前文及び第9条が規定する恒久平和主義に反し、戦争をしない平和国家としての日本の国のあり方を根本から変えるものであり、立法により事実上の改憲を行おうとするものであるから、立憲主義にも反している。

安全保障法制を改変する法案は、集団的自衛権の行使を容認するものである。憲法改正の経路を経ることなく、法律の制定、改廃によって憲法第9条の改変が事実上進められようとしている。これは立憲主義に反するものであり、到底容認することができない。6月4日には、衆議院憲法審査会の質疑に招かれた憲法学の専門家3人の参考人全員が「憲法違反」との認識を表明している。

自衛隊の海外活動等に関連する法制を改変する法案は、自衛隊を海外のあらゆる地域へ、しかも「現に戦闘行為を行っている現場」以外であれば戦闘地域を含めどこにでも派遣し、弾薬・燃料等の軍事物資を米国及び他国軍隊に補給することを可能とするものである。これは外国で戦争をしている他国軍隊の武力行使に対する積極的協力であり、他国軍隊の武力行使と一体となり当該戦争に参加するに等しいものであって、憲法第9条に違反する。また、このような戦争をしている他国軍隊への積極的協力は、相手側からの武力攻撃を誘発し、我が国が外国での武力紛争に巻き込まれる危険を伴い、現場の自衛官は、武器を使用して他国の人々を殺傷する立場に追い込まれ、みずからが殺傷される危険に直面する。全世界の国民が平和的生存権を有することを確認し、国際紛争を解決する手段として戦争と武力行使を永久に放棄し、戦力の保持を禁じ、交戦権を否認している日本国憲法のもとで、このような事態を起こしかねない法制への改変は到底許されない。

よって、本市議会は政府に対し、憲法の恒久平和主義や基本的人権の保障及び立憲主義を守るために、今通常国会に提出された安全保障法制等の法案の廃案を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

習志野市議会議長

木村孝浩

提案理由

本案は、内閣総理大臣、その他政府関係機関に対して、標記意見書を提出するものである。

(平成27年習志野市議会第2回定例会)

発議案第 4 号

年金削減の取りやめと最低保障年金制度の実現を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成27年6月30日

習志野市議会議長

木村孝浩様

提出者	習志野市議会議員	入沢俊行
賛成者	〃	谷岡隆
〃	〃	立崎誠一
〃	〃	木村孝
〃	〃	荒原ちえみ
〃	〃	宮内一夫
〃	〃	藤崎ちさこ

年金削減の取りやめと最低保障年金制度の実現を求める意見書

厚生労働省は、昨年^{（一）}の全国消費者物価指数^{（二）}＋2.7%を受けて、1月30日、平成27年度の年金を0.9%増額改定すると発表した。物価が2.7%上がったにもかかわらず年金は0.9%しか上がらない。これはマクロ経済スライドの初めての適用などによるものである。貧困化が深刻な中、年金の大幅な実質低下は年金受給者の生活に大きな負担となり生存権を脅かしている。

さらに政府はマクロ経済スライドを使って、この先30年間年金を下げ続けることを見込んでいる。しかも、この仕組みをデフレ経済下でも適用できるようにすることも検討している。

30年間にも及ぶ年金削減は、高齢者だけの問題ではない。賃金低下と非正規労働者がふえるも^{（三）}とで、年収200万円以下のワーキングプアが1,100万人を超えた。若い人たち、将来の高齢者の年金も心配である。

年金引き下げの取りやめは、高齢者にとっても、現役で働く人にとっても切実な願いになっている。

生存権を守る全額国庫負担の最低保障年金制度の確立も喫緊に必要である。

また、隔月払いの年金支給を毎月払いにすることは、受給者の願いに応じて国際水準に合わせることになり、その気になればすぐにも実現できる課題である。

よって、本市議会は政府に対し、下記について強く要求するものである。

記

- 1 年金削減を取りやめ、そのためのマクロ経済スライドを廃止すること。
- 2 全額国庫負担の最低保障年金制度を実現すること。
- 3 現在、隔月払いの年金支給を毎月払いにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

習志野市議会議長

木村孝浩

提案理由

本案は、内閣総理大臣、その他政府関係機関に対して、標記意見書を提出するものである。